

閱 覧 図 書

事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務

近畿中国森林管理局

鳥取森林管理署

閱 覧 図 書 内 訳

- 1 . 入札説明書
- 2 . 入札者注意書・入札書
- 3 . 業務委託契約書（案）
- 4 . 位置図
- 5 . 業務内訳書
- 6 . 境界測量及び登記事務業務委託契約書の仕様書
- 7 . 各種様式

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外

封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところに

より申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者）を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者）が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（定めのない場合は、7日を目安とする）。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方（落札者）に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨

に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格資料

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年 10 月 14 日付けで入札公告のありました、元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと、及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

別紙

入 札 書

物件の名称 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

入 札 者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

委任者 住所

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、都合により
下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務

(案)
業 務 委 託 契 約 書

収入
印紙

- 1 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)
- 2 委 託 内 容 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記事務
- 3 契 約 期 間 令和 年 月 日から
 令和 9 年 3 月 5 日まで
- 4 契 約 保 証 金 免 除
- 5 特 約 事 項 暴力団排除に関する特約条項別紙 2 のとおり

上記業務委託について、分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長（以下「甲」という。）と受任者（以下「乙」という。）は、本契約書により委託契約を締結する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） 鳥取県鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎 2 階
 分任支出負担行為担当官
 鳥取森林管理署長 山崎 準 ⑩

受任者（乙） ⑩

条 項

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲と乙の両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(委託物件の表示)

第 2 条 委託する物件の所在地は次のとおり

(1) 鳥取県鳥取市伏野2256番1

(委託する業務の範囲)

第 3 条 甲が乙に委託する業務の範囲は、前条の物件の境界測量及び登記に係る業務とする。

(1) 国有林野測定規程に基づく境界測量

(2) 土地の嘱託登記（地積更生等）

(3) 嘱託書類添付資料の作成

(4) その他、嘱託登記に必要な一切の関係書類の作成

2 前項の規定による登記申請の代理

(事務の処理)

第 4 条 乙は、境界測量業務及び登記業務の処理にあたっては、関係法令並びに甲の定める諸規程及び仕様書、要領によるほか、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、受託物件に係る境界関係資料の支給を受け、境界測量、土地地積更正等登記完了に至る一切の業務を処理する。

3 乙は、甲に代わり受託物件について隣接地所有者及び管理者等利害関係者との境界協議を行うが、確定行為については甲の指示を受けなければならない。

(処理困難なものの取扱)

第 5 条 乙は、受託した業務の処理課程において、困難な事案を生じた場合は、その都度書面をもって甲に報告しその取扱いについて、甲の指示を受けなければならない。

(中間検査)

第 6 条 乙は、受託物件の境界測量が完了し成果をとりまとめたときは、甲に提出し中間審査を受けるものとする。

2 乙は、前項の中間審査が合格した後に嘱託登記書類を作成し、甲の審査を受けるものとする。

(契約の変更)

第 7 条 甲は、第 5 条の指示にともない必要がある場合は委託業務の変更をすることができるものとする。

2 前項の場合において、委託料は甲乙協議して定めるものとする。

(検査)

第 8 条 乙は、委託業務を終了したときは仕様書による成果品を甲に提出し、検査を受けなければならない。

(委託料の請求)

第 9 条 乙は、前条の成果品に係る委託料を請求するときは、請求書に委託料算定調書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求書を適当と認めたときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(報告)

第 10 条 乙は、受託した業務の進捗状況について、甲の要請があり次第、書面により甲に報告しなければならない。

(調査)

第 11 条 甲は、必要と認めた場合、前条に係わらず委託業務の処理状況等について、乙に報告を求め又は調査することができるものとする。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、業務を受託したことにより知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。

(賠償責任)

第 13 条 乙は、受託業務の境界測量業務及び登記関連業務の執行にあたり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の算定する損害額を弁償しなければならない。

ただし、甲の責めに帰する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため、損害を受けたときは、その損害を乙に請求できるものとする。

(紛争解決の方法)

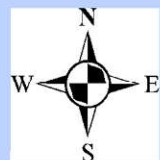
第16条 本契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲乙協議して定める第三者の仲裁によるものとする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項又は、この契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

35° 32' 21.95"

134° 9' 53.14"



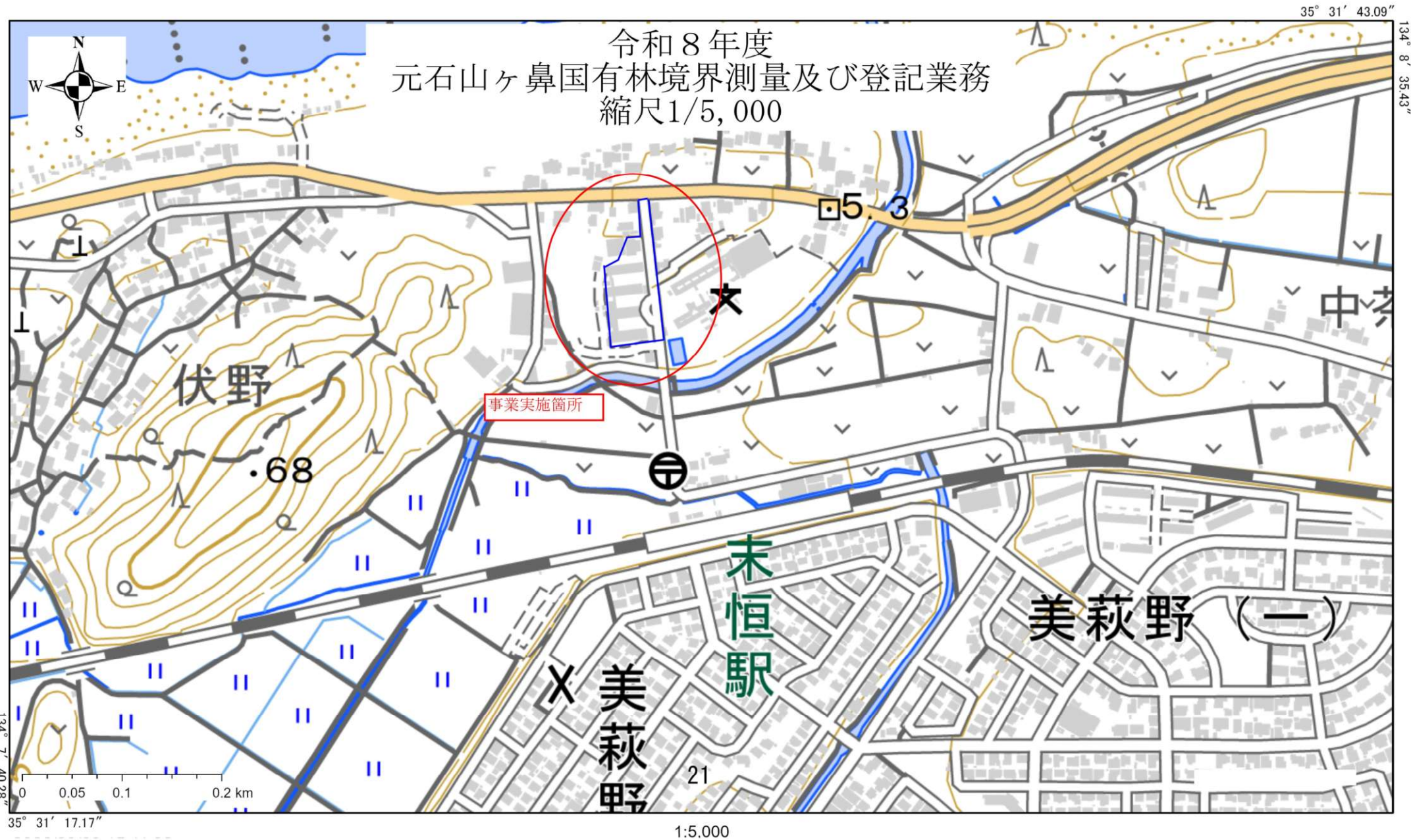
令和8年度
元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務
縮尺1/20,000



134° 6' 17.53"

35° 30' 38.28"

1:20,000



令和8年度 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務

縮尺 1/1,000

拡大図 1/200



凡 例	
	石標
	コンクリート標
	小コンクリート標
	金属プレート
	鉄

業務内訳書

作業種別		数量	単位	備考
調査業務	資料調査（公簿類等）		式	
	事前調査	1	式	
	多角測量	14	点	現在の地積測量図の既往成果（任意座標）から世界測地系への変換を含む
	復元測量	11	点	
	GNSS測量	2	点	敷地内補助基準点 2 点 （一級基準点 2 点の確認含む）
	立会・確認（民有地境界）	11	点	
	立会・確認（公共用地境界）	18	点	
測量業務	面積測量	10514.77	m ²	
	境界標設置	境界点測設	1	点
		境界標埋設A	6	点 設置箇所（砂質土・小さな礫含む） 標識種類（コンクリート杭4、金属鋲2）
		境界標埋設B	7	点 設置箇所（アスファルト・コンクリート） 標識種類（金属プレート5、金属鋲2）
		引照点測量		点
嘱託手続業務（土地）	表題（申請手続き）		式	
	分筆（申請手続き）	1	式	分筆後の土地 2 筆 位置図（縮尺1/1,000）のとおりに
	地積変更・更正（申請手続き）	1	式	2 筆
	地図訂正申出		式	
	地図訂正図面作成		式	
	滅失		式	
成果品等	1 完了届	1	式	
	2 位置図	1	式	
	3 実測図（1/500分の1程度）	1	式	
	4 土地所在図兼地積測量図	1	式	
	5 登記完了証（登記申請書類含む）	1	式	
	6 観測手簿	1	式	
	7 座標及び高低計算簿	1	式	
	8 面積計算簿	1	式	
	9 基準点根拠資料（網図、点の記等）	1	式	
	10 筆界確認書等	7	名	
	11 土地調査書	1	式	
	12 境界標写真	1	冊	
その他	座標平均計算	1	式	
	確定用地実測図作成		部	
	立会調整	1	式	
	筆界確認書（資料作成等）	1	式	

対象境界点一覧

境界番号	標識(現況)	標識(新設)	現地調査			立会						境界標設置		
			多角測量	復元測量	GNSS測量	民A	民B	民C	公A	公B	公C	境界点測設	境界標埋設A	境界標埋設B
3-1	小コン		1			1			1					
4	小コン		1						1					
5	小コン		1						1					
6	小コン		1						1					
7	小コン【不安定】	コンクリート標		1					1				1	
8	小コン		1						1					
9	小コン		1						1					
21	金属プレート		1						1					
22	小コン		1						1					
23	小コン【不安定】	コンクリート標		1					1				1	
24	小コン【不安定】	コンクリート標		1					1				1	
孕1	コン標(民)		1						1					
孕8	コン標(民)		1						1					
X2	無標(新設点)	コンクリート標		1					1			1	1	
民8-1	金属鋳	金属鋳		1					1					1
民5	無標	金属プレート		1		1			1					1
4	無標	金属鋳		1		1			1					1
へ	無標	金属プレート		1		1			1					1
ホ	無標	金属プレート		1		1								1
二	無標	金属プレート		1		1								1
ハ	金属プレート		1			1								
ロ	金属プレート【不安定】	金属プレート		1		1								1
イ	金属プレート		1			1								
1	金属鋳		1			1								
民3-2	コン標(民)		1			1								
鳥取9-218(仮)	1級基準点				(1)									
鳥取9-217(仮)	1級基準点				(1)									
鳥取市伏野2256-1敷地内①	補助基準点(新設点)	コンクリート標			1								1	
鳥取市伏野2256-1敷地内②	補助基準点(新設点)	コンクリート標			1								1	
小計			14	11	2	11	0	0	18	0	0	1	6	7

地積
鳥取市伏野字石山ノ鼻2256-1 10514.77
計 10514.77

境界測量及び登記事務業務委託契約書の仕様書

I 総 則

1 趣 旨

この委託業務は、国有林野測定規程、同取扱細則（以下「規程等」という。）、 国有林野森林図式、同適用細則（以下「図式等」という。）及び契約条項に定めるもののほか、本仕様書に基づいて実施するものとする。

2 遵守事項

委託業務の執行に当たっては国の代理人として厳正かつ毅然とした態度で臨み、国有財産管理者としての信用を損なうことのないよう努めるものとし、隣接地所有者等に対しては、国有財産の境界の権威を失墜するような言動や行為はこれを厳に慎むものとする。

3 障害物の除去

測量障害物の除去については、必要最小限度にとどめることとし、あらかじめ国有財産にあっては甲に、民有地にあっては隣接地所有者又はその管理者に連絡してその承諾を得るとともに、事後に甲に報告するものとする。

4 測量手簿等の記載

- (1) 硬質の鉛筆を用い、楷書で明瞭に記入するものとする。
- (2) 記入した数字又は文字を訂正する場合には、訂正した数字又は文字が判読できるように2本線により抹消し、正しい数字又は文字をその上側に記入すること。
- (3) 抹消する数字は全数値とするが、単位以下の数値の場合は単位以下の数値のみ抹消するものとする。

5 検 算

- (1) 測量手簿の検算は、2回以上行うものとする。
- (2) 検算のチェックは、赤色鉛筆以外によるものとする。

6 測量手簿等の取りまとめ

測量手簿等のとりまとめに当たっては、あらかじめ甲の指示を受けるものとする。

7 その他

計画図書及び本仕様書に定めのない場合、その他疑義を生じた場合は、甲の指示を受けるものとする。

Ⅱ 境界測量

1 測量の方法

測量の方法は、規程第 89 条の規程のほか、次によるものとする。

- (1) 距離の測定は、規程の付録 1 に掲げる器材又はこれと同等以上の精度を有する器材により直接測定すること。

2 境界測量手簿

別添様式のとおり（観測手簿添付可）

3 座標及び高低計算簿

- (1) 計算は原則として機械計算とする。
- (2) 射出測量点で二方向から観測を行った場合は、座標値及び標高を平均する。
- (3) 計算の単位は規程によるが、秒・mm 単位でも差し支えない。

4 記録及び成果

記録及び成果は、「Ⅳ 成果品」に定めるとおりとする。

5 境界異状箇所

境界異状の箇所があったときは、該当箇所の作業を中止し異状の状況を甲に報告しその指示を受けなければならない。

6 隣接地所有者等から異議の申立てがあった場合の処理

測量実施中に、隣接地所有者等から異議や不服の申立てがあった場合には、直ちに甲に連絡し、指示を受けなければならない。

Ⅲ 登記事務

1 調査

(1) 境界点の現地表示

境界確認の協議が成立し、境界点が確定したときは、速やかに利害関係者の立会のもとに、永久標識をもって現地表示を行うこととする。

(2) 境界確認書

境界確認の証拠書類は、双方が調印する協定書の形式により作成するものとする。

(2) 委任状の発行

委託業務の執行上、委託者の委任状が必要となったときは所定の様式をもって作成し、提出先を明記して申し出るものとする。

また、依頼書、通知書等についてもこれに準じて処理するものとする。

2 登記事項の整備

(1) 鳥取県鳥取市伏野2256番1

不明標の復元・地積更正外を行うものとする。

IV 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- ①境界測量手簿
- ②座標及び高低計算簿、面積計算簿（地積測量図添付可）
- ③調査報告書
- ④写真（境界点の近写）
- ⑤隣接地調書
- ⑥隣接地の登記簿謄本
- ⑦公図
- ⑧登記に係る総ての文書写
登記申請書、地積測量図、筆界確認書、委託地の登記簿及び地図の謄本等
- ⑨その他（調査収集した書面等）

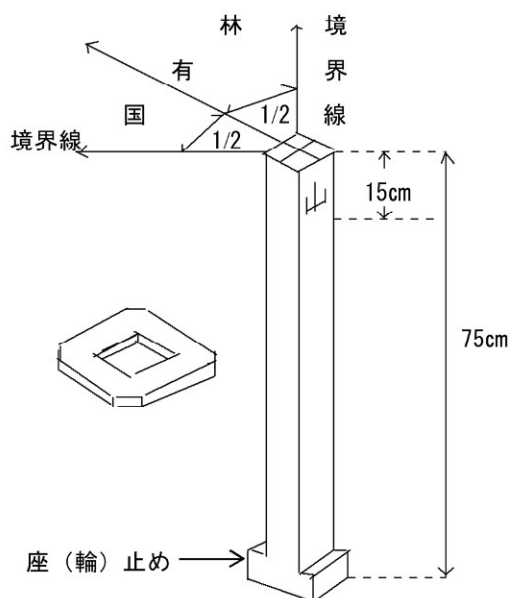
(図 1)

境界標識埋設方法

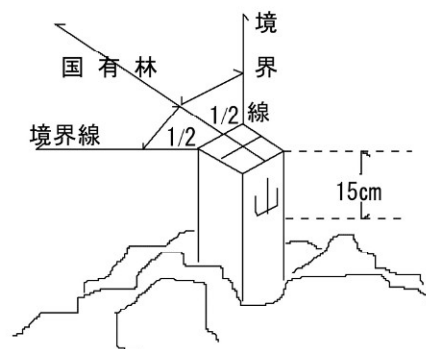
- 1 標識の中心を境界点に一致させる。
- 2 山印を民地側に、番号を国有林側に向ける（山印・番号面は、その境界点の夾角の二等分線に概ね正対するよう埋設する。）
- 3 標識は垂直に、概ね五分の四が地中になるよう埋設する。
- 4 コンクリート標の場合、中間程度まで小石などで固め、「座（輪、根かせ）」を入れ 安定させる。
- 5 次に小石などを入れ十分固め傾斜、ふらつき等のまいように堅固に埋設する。
- 6 場所によってはコンクリートで根固めしたり、岩盤に練り固めることもある。
- 7 特に重要な境界点や、亡失の恐れのある境界点には、埋設にあたりガラス、陶磁器 類、木炭等の破片を混入し、これを記録しておく。
- 8 積雪地帯では3の既定より深めに埋設し、必要に応じて石等で保護する。

埋設方法図

(第 一 図)



(第 二 図)



コンクリート標 75cm以上×10cm以上×10cm以上 又は 直径13cm以上

小コンクリート標 60cm以上× 7cm以上× 7cm以上 又は 直径 8cm以上

石 標 75cm以上×13cm以上×13cm以上 （埋設方法はコンクリート標に準ずる）

(様式1)

請負金額内訳書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

請負者 住所

氏名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました測定事業について、請負契約書第3条第1項の規定に基づき、請負金額内訳書を提出します。

請負金額内訳書

(別途表作成)

(様式2)

工程表

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

請負者 住所

氏名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました測定事業について、請負契約書第3条第1項の規定に基づき、工程表を提出します。

- 1 事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務
- 2 工程表

作業種別	工程											
	月			月			月			月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
計画準備・予備調査												
図根測量												
選点・造標												
境界測量												
境界検測												
計算処理												
点検・整理												
成果納入予定日												

- 注 1 該当する作業種別に→印で予定期間を表示する。
2 該当がない作業種は抹消する。

(様式5)

現場代理人・主任技術者届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

請負者 住所

氏名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました下記事業について、請負契約書第10条第1項の規定に基づき、現場代理人及び主任技術者を下記のとおり定めたので、提出します。

記

- 1 事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務
- 2 現場代理人 住 所
氏 名
測量資格 (歳)
登録年月日・番号 年 月 日 -
- 3 主任技術者 住 所
氏 名
測量資格 (歳)
登録年月日・番号 年 月 日 -
- 4 主任技術者の経歴

(様式9)

請負事業期間延長願

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

請負者 住所

氏名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました下記事業について、事業期間を延長して
いただきたく、請負契約書第20条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務
- 2 延長期間 令和 年 月 日
- 3 当初の事業期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 4 事業期間延長の理由（詳細に記述する。）

(様式10)

請負事業完了届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

請負者 住所

氏名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました下記事業について、事業が完了したので、請負契約書第29条に基づき提出します。

なお、成果品は別添納入成果品内訳書のとおりです。

記

- 1 事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務

(様式11)

納入品成果内訳書

1 事業名 元石山ヶ鼻国有林境界測量及び登記業務
2 契約年月日 令和 年 月 日

品名	数量	備考
実行内訳明細書	一式	
隣接地調書	一式	
測量手簿（探求）	一式	
座標及び高低計算簿（探求）	一式	
杭打計算書	一式	
測量手簿（検証）	一式	
座標及び高低計算簿（検証）	一式	
検証結果対照表	一式	
実行写真	一式	

登記年月日：平成22年11月30日

地番 2256-1
2256-Q6

土地所在図
地積測量図

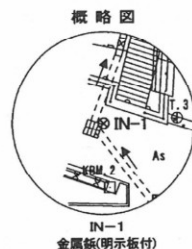
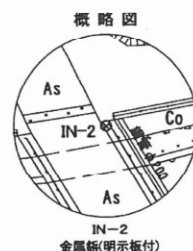
土地の所在 鳥取市伏野字石山ノ鼻

座標求積表

恒久的地物の種類及び座標値

引附点	種 類	X座標	Y座標
IN-1	金属板(明示板付)	-109.209	68.649
IN-2	金属板(明示板付)	-103.561	-4.862

観測点	視準点	測 角	方向角	距 離
IN-1	IN-2	0-00-00	274-23-37	73.728
	孕1	28-45-36	303-09-13	45.639
	21	11-42-21	286-05-58	87.042
IN-2	IN-1	0-00-00	94-23-37	73.728
	孕1	326-55-36	61-19-13	40.239
	21	236-55-10	331-18-47	21.076



× 設置不能

測量器機：トータルステーション

凡 例					
田	石杭	◇	金属標	△	刻み
田	コンクリート杭	⊙	金属板	□	国調プラ杭
田	ステンレス杭	⊗	金属板(明示板付)	田	アルミ付プラ杭
				□	プラスチック杭

平面直角座標系の番号	任意座標
測量年月日	平成22年7月30日

作 製 者

鳥取森林管理署

農林水産省 杉山卓也

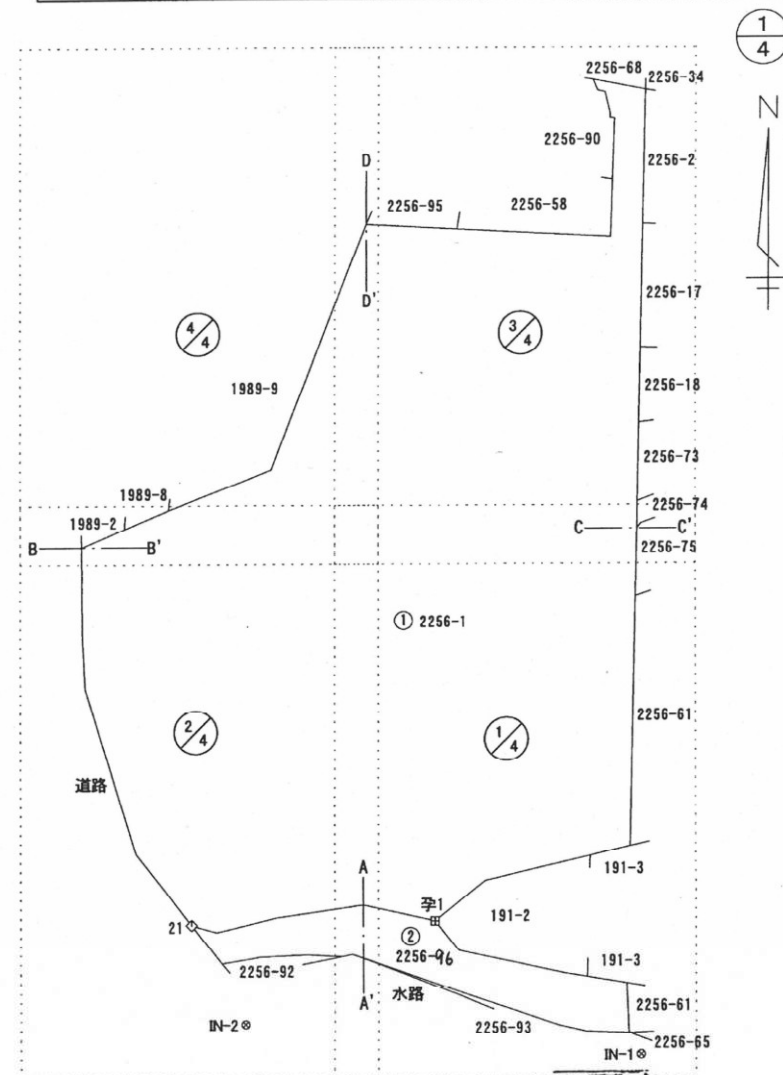
(平成22年11月1日作製)

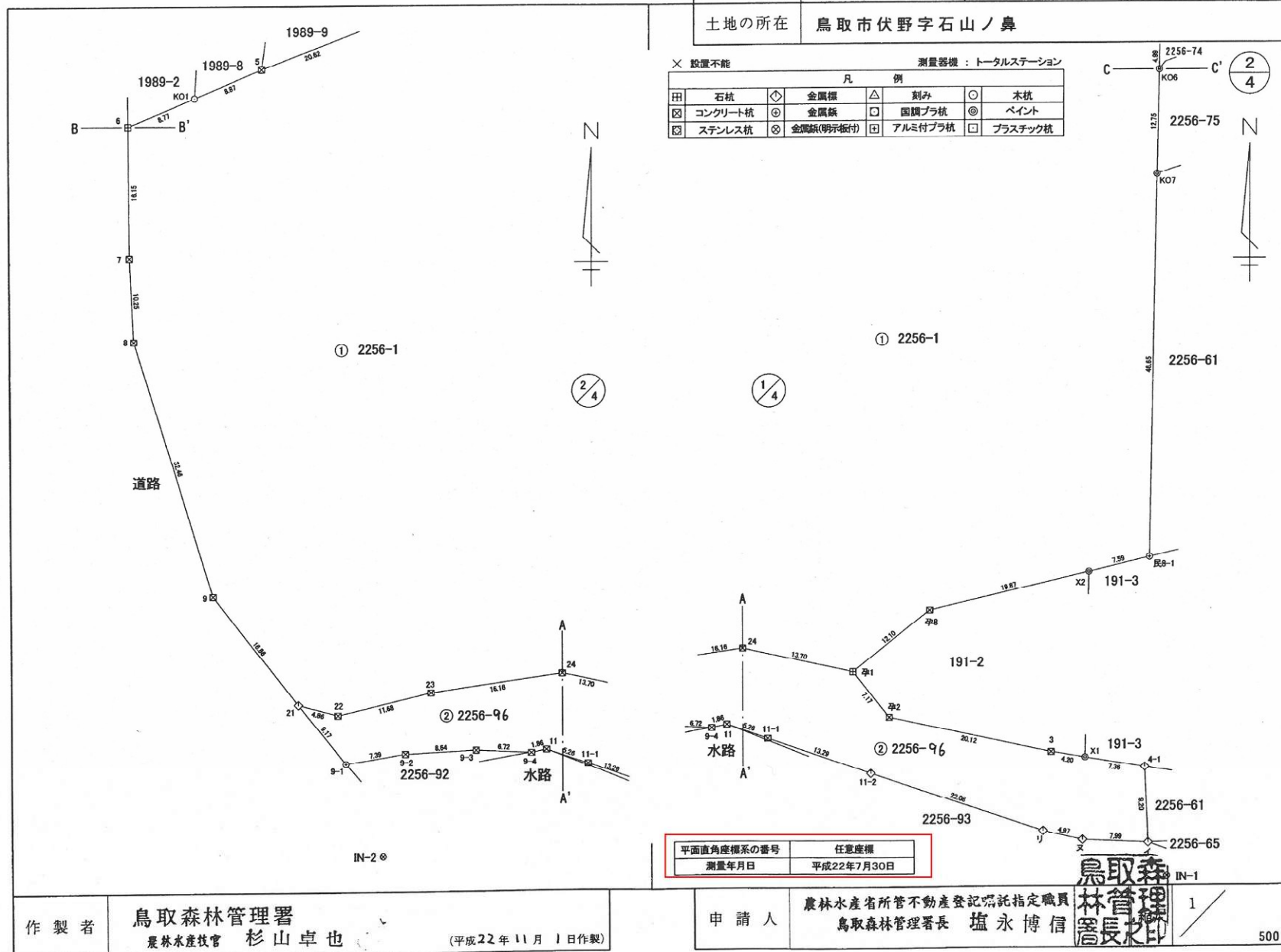
申 請 人

農林水産省所管不動産登記部指定職員
鳥取森林管理署長 塩永博信

鳥取森林管理署長印

1000





地 番	2256-1 2256-96	地 積 測 量 図
土地の所在	鳥取市伏野字石山ノ鼻	

1989-9

3
4

① 2256-1

設置不能		測量器械：トータルステーション	
凡 例			
石杭	◇	金属標	△
コンクリート杭	①	金属板	□
ステンレス杭	⊗	金属板(明示板付)	⊞
刻み	○	木杭	○
国産プラ杭	◎	ペイント	◎
アルミ付プラ杭	□	プラスチック杭	□

平面直角座標系の番号	任意座標
測量年月日	平成22年7月30日

鳥取市
 林管理署
 署長 塩 永 博 信

申 請 人	農林水産省所管不動産登記部指定職員 鳥取森林管理署長 塩 永 博 信
-------	---------------------------------------

1

500

登記年月日：平成22年11月30日

地番	2256-1 2256-96	地積測量図
土地の所在	鳥取市伏野字石山ノ鼻	

4
4

座標求積表

地番 ② 2256-96		1/2*Σ [Xn*(Yn+1-Yn-1)]				
点名	杭種	既設・新設の別	X	Y	辺長	
⑤ 孕1	石杭	既設	-84.250	30.440	7.17	
⑤ 孕2	コンクリート杭	既設	-89.860	34.910	20.12	
⑤ 3	コンクリート杭	既設	-94.120	54.580	4.20	
⑤ X1	ペイント	新設	-94.803	58.729	7.36	
⑤ 4-1	金属標	既設	-96.000	66.000	9.20	
⑤ イ	金属標	既設	-105.200	66.400	7.99	
⑤ ヌ	金属標	既設	-104.870	58.410	4.97	
⑤ リ	金属標	既設	-103.780	53.560	22.08	
⑤ 11-2	金属標	既設	-96.750	32.620	13.29	
⑤ 11-1	コンクリート杭	既設	-92.340	20.080	5.26	
⑤ 11	コンクリート杭	既設	-90.590	15.110	1.86	
⑤ 9-4	コンクリート杭	既設	-91.000	13.290	6.72	
⑤ 9-3	コンクリート杭	既設	-90.680	6.570	8.64	
⑤ 9-2	コンクリート杭	既設	-91.100	-2.060	7.39	
⑤ 9-1	金属標	既設	-92.320	-9.350	9.17	
⑤ 21	金属標	新設	-85.072	-14.979	4.86	
⑤ 22	コンクリート杭	新設	-86.371	-10.287	11.68	
⑤ 23	コンクリート杭	新設	-83.633	1.071	16.16	
⑤ 24	コンクリート杭	新設	-81.276	17.065	13.70	
倍面積	1390.087644					
面積	695.0438220					
地積	695					m ²

合計面積 11209.8149850 m²

地番 ① 2256-1		1/2*Σ [Xn*(Yn+1-Yn-1)]				
点名	杭種	既設・新設の別	X	Y	辺長	
⑤ 6	石杭	既設	-14.320	-35.470	8.77	
⑤ KO1	木杭	新設	-10.914	-27.385	8.87	
⑤ 5	コンクリート杭	既設	-7.470	-19.210	20.62	
⑤ 4	コンクリート杭	既設	-0.040	0.030	48.99	
⑤ 3-1	金属標	既設	45.680	17.650	16.95	
⑤ KO2	金属標	既設	44.802	34.678	28.43	
⑤ 民3-2	石杭	既設	43.330	62.970	10.64	
⑤ 1	金属標	既設	53.970	63.310	11.69	
⑤ イ	金属標	既設	65.660	63.660	0.82	
⑤ ロ	金属標	既設	65.710	62.840	0.81	
⑤ ハ	金属標	既設	66.520	62.870	4.02	
⑤ ニ	ペイント	既設	70.420	61.860	1.35	
⑤ ホ	ペイント	既設	70.700	60.530	2.18	
⑤ ヘ	ペイント	既設	72.710	59.680	9.83	
⑤ 4	金属標	既設	70.830	69.330	25.10	
⑤ KO3	ペイント	新設	45.725	68.869	23.05	
⑤ KO4	ペイント	新設	22.678	68.445	13.97	
⑤ KO5	ペイント	新設	8.708	68.189	14.63	
⑤ 民5	ペイント	既設	-5.920	67.920	4.99	
⑤ KO6	ペイント	新設	-10.919	67.821	12.75	
⑤ KO7	ペイント	新設	-23.668	67.567	46.65	
⑤ 民8-1	金属標	既設	-70.310	66.640	7.59	
⑤ X2	ペイント	新設	-72.088	59.252	19.87	
⑤ 孕8	コンクリート杭	既設	-76.740	39.930	12.10	
⑤ 孕1	コンクリート杭	既設	-84.250	30.440	13.70	
⑤ 24	コンクリート杭	新設	-81.276	17.065	16.16	
⑤ 23	コンクリート杭	新設	-83.633	1.071	11.68	
⑤ 22	コンクリート杭	新設	-86.371	-10.287	4.86	
⑤ 21	金属標	新設	-85.072	-14.979	16.86	
⑤ 9	コンクリート杭	既設	-71.750	-25.320	32.46	
⑤ 8	コンクリート杭	既設	-40.710	-34.840	10.25	
⑤ 7	コンクリート杭	既設	-30.470	-35.330	16.15	
倍面積	21029.542326					
面積	10514.7711630					
地積	10514					m ²

⑤ 永久境界線	任意座標
平面直角座標系の番号	測量年月日 鳥取市 2022年11月30日

作製者	鳥取森林管理署 農林水産技官 杉山卓也 (平成22年11月1日作製)
-----	--

申請人	農林水産省所管不動産登記部指定職員 鳥取森林管理署長 塩永博信
-----	------------------------------------